

令和元年 7 月 22 日

第 4 ～ 5 学年
専攻科 学生諸君

学生主事

令和元年度後期授業料免除について 【特別措置・対象者限定】

授業料免除が下記のとおり実施されます。授業料免除を希望する学生は、9月17日(火) 17時までに学生課学生係へ申し出、申請書類を受領し、10月1日(火) 17時までに学生課学生係へ必要書類を提出してください。

公平を期するためにも、締切後の申請は一切受理しません。

なお、締切後に家庭事情の急激な変化等で授業料納付が困難になった場合は、学生課学生係に申し出ること。

記

1. 授業料免除の対象者

- ① 平成31年4月以降において、学資負担者（学生の学資を主として負担している者）が死亡した場合、または学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 平成31年4月以降において、学資負担者の失職・病気等により家計が急変した場合

※ ①風水害等の災害は居住する家屋等が床上浸水以上の被害を受けた場合、または家屋の被害により2日以上避難を余儀なくされた場合となります。詳しくは学生係までお問い合わせください。

※ いずれも、上記以外の時期は対象外です。

※ 通常の授業料免除に申請している学生も申請可能です（ただし学内免除を許可された場合は、こちらは取り下げていただきます）。なお、通常の授業料免除とは異なり、学業成績は審査要件に入りません。

2. 免除実施額

後期分授業料の全額または半額

3. 面接について

10月中旬に実施を予定しています。詳細については後日改めて掲示いたしますので、必ず確認してください。

4. 注意事項

審査は高専機構が行います。予算が限られているため、基準を満たしていても許可されない場合があります。また、申請には必要書類の提出・面接の手続きが必要です。指定した期日までに書類の提出がない場合等は申請を辞退してもらいます。

※ 不明な点があれば学生課学生係までお問い合わせください。

以上